

## 第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク福祉調査センター
---

### ②評価調査者研修修了番号

SK2021186
1501C025

### ③施設名等

名称：	聖家族の家
施設長氏名：	牧田 雄二
定員：	148 名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	大阪市東住吉区南田辺4丁目5番2号
T E L：	06-6699-7221
U R L：	<a href="https://sei-kazoku.com">https://sei-kazoku.com</a>
<b>【施設の概要】</b>	
開設年月日	1947/12/12
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 聖家族の家
職員数 常勤職員：	57 名
職員数 非常勤職員：	18 名
有資格職員の名称（ア）	保育士
上記有資格職員の人数：	25 名
有資格職員の名称（イ）	児童指導員
上記有資格職員の人数：	21 名
有資格職員の名称（ウ）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	7 名
有資格職員の名称（エ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（オ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（カ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	1 名
施設設備の概要（ア）居室数：	59
施設設備の概要（イ）設備等：	本園：8ホーム
施設設備の概要（ウ）：	分園小規模グループケア：2ホーム
施設設備の概要（エ）：	地域小規模児童養護施設：5ホーム

### ④理念・基本方針

<p><b>基本理念</b></p> <p>「子どもと保護者と職員を大切に、地域との共生・協働を目指して」          一キリスト教に基づく愛の心による家庭的養育を実践します。          一職員は互いに大切にし合い、温かで活気のある職場を創ります。          一地域とのつながりを大切に、必要とされる存在になります。</p> <p><b>事業活動の方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健全な事業活動</li> <li>2. 利用者・入所・通所児童原点の行動</li> <li>3. 人間尊重</li> <li>4. 活力ある職場環境と地域の人々との関わり</li> <li>5. 環境との調和</li> <li>6. 社会との融合</li> </ol>
--

### ⑤施設の特徴的な取組

<p>施設創設以来、カトリックの精神と「乳児院」と「児童養護施設」が道路一本を挟み併設して所在する特徴を活かし、一体統合運営・一貫した児童養育に取り組んでいる。</p> <p>長年に亘り社会的に養護が必要な児童の養育・支援に全力を注ぎ、早くから法人独自でファミリーソーシャルワーカーや心理職の配置、週末里親制度や分園型グループホーム等、先駆的な実践活動を展開してきている。</p> <p>各ホームは本園はユニット制を採用し、分園を含め小グループを基本とした男女混合縦割りの生活（きょうだいは同じホーム）が特徴である。</p> <p>日常生活の中で異性・異年齢の自然な交流を促し、助け合い、認め合い、協力し合い、感謝することを体験し学べる環境を構成している。</p>
--

## ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2023/7/7
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2024/2/9
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和2年度（和暦）

## ⑦総評

### ●半世紀にわたる歴史

・1933年（昭和8年）に派遣されたシスターの奉仕として始まった。前身は、1949年には養護施設「聖家族の家」で戦争孤児の世話が始められた。現在第一種・第二種社会福祉事業を大規模に展開し、「児童心理養育施設 児童院」の指定管理者に指定されている。

### ●設立当初から変わらない養育方針

・長い歴史の中で変わらない MISSION、VISION、VALUE は今も使命・理念・方針として受け継がれている。

MISSION わたしたちの使命 - 利用者が、個人の尊厳を保持しつつその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営む事ができるよう支援する。

VISION 処遇目標 - キリスト教精神に基づいて養育し、子ども生活集団は小グループを原則とした、男女混合縦割り（兄弟は一緒）の児童の生活形態が特徴。

VALUE - 子ども達の 明日の幸せのために - グループ・分園ごとの生活を営めるよう子ども達、職員それぞれが活動に工夫を凝らしており、分園においては街の中に点在し、地域の方たちに支えられた生活を営んでいる。

### ●家庭的養育を見据えた確実な計画

・こども基本法が施行され、「家庭的養育」方針が出され、まさに同法人が設立当初より守り続け養育方針が認められたこととなる。10年計画2020～2029年（令和2年～11年）小規模かつ地域分散化、高機能化及び機能転換に向けた計画を発表している。現在2023年は計画4年目を遂行している。・最終的に定員4名から6名のホームで養育することを目指している。

### ●家庭的養育を推進し現在本園8ホーム、地域に点在する地域小規模7ホームを纏める努力

・多彩な研修が計画され、確実に実行されている。新任教育は1年間に亘り、宿泊研修を入れている。中堅職員・上級職員・基幹的職員・施設長の研修を目的・手段を明確にプログラミングされ、又全職員対象に「ハンドブック」学習の年間計画を立て、支援の援助方針を確認している。・理念の「子ども一人ひとりの違いを大切に」が職員に根付いている。・早くから臨床心理士を配置して「プレイセラピー」を実施し、長く施設と関わりのある大学教員と法人内心理職員がスーパーバイズを行っている。・新任職員育成については、研修は宿泊研修含め年間通して実施、「ハンドブック」（養育マニュアル）学習も年間計画を立て実施し、支援の援助方針を確認している。中堅職員・上級職員・基幹的職員・施設長の研修を目的・手段を明確にプログラミングされている。

### ●里親開拓・特別養子縁組開拓

・家庭的養育を設立時より目指しており、ハワイ狼犬部隊との交流の中で、特別養子縁組がほとんど知られていなかった時代から海外での特別養子縁組を先駆的に行っており、現在も継続されている。・国が制度化する前から、ファミリーソーシャルワーカー等の専門職を自前で配置し、家族支援やアフターケア等を行っている。

●自主的に物事を判断し、行動できる子どもになってもらいたいと、「モンテッソーリ教育」を取り入れ、外部の幼稚園ではなく、園内幼稚園で就学前教育を受けさせている。情報の開示・共有化を望む。

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回で4回目の受審となります。今回も職員一人一人が自己評価に取り組み、提出する自己評価も共有することで施設全体の理解を深めることが出来たと思います。ご指摘された点については、施設全体で共通の問題意識を持ち、子ども達の生活の質と支援の充実に関わる改善を図って行きたいと思っております。また、これからの社会的養護に求められている小規模化、家庭的ケアの充実、本体施設高機能化と専門機能の強化などを意識してよりよい養育環境の整備に努めていきます。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

### 共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理念、基本方針は、ホームページやパンフレットに丁寧に記載されている。</li> <li>・法人の基本精神である理念は、行動規範にも業務マニュアルにも明文化されている。</li> <li>・職員には、新任職員研修及びその後の研修等で、マニュアルに従い理念・基本方針を遂行してゆく事をつたえている。</li> <li>・保護者や子どもには、保護者会や子ども自治会等の場、面会時等を利用して、ソーシャルワーカーや児童担当職員からも伝えられている。</li> <li>・職員に対する研修や会議が定期的に行われる機会が多く、一方通行な伝達ではなく子どもを中心とした話し合いの中で双方向に進められている。</li> </ul>	

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策は勿論の事であるが、大阪市・区・区民のニーズや福祉計画の把握のために理事長や管理職は、各種会議に参加し、組織の主要メンバーに就いている。</li> <li>・施設の小規模化・生活単位の小規模化で、職員にとっては全体の動きが把握できにくい点を考慮し、主任会の場を通じて情報を職員全体に行き渡らせている。</li> <li>・同一法人内で乳児院を運営しているため、乳児院から上がってくる子供が多く、入退所予定が分かりやすく、経営の見通しが立て易い状況にある。職員も経営状況を肌で理解しやすい。</li> </ul>	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の理事会・評議員会が機能しており、施設を取り巻く諸状況を分析し、方向性を打ち出している。</li> <li>・法人で決めた内容や方向は、理事長が主任会や職員会議等で職員に伝えるなどして周知されている。</li> <li>・施設内の運営委員会では経営課題や職員の資質向上・人材確保等の方策を検討している。</li> <li>・公認会計士や法人監事による監査のほか外部の人材も含め、ガバナンスや内部統制のさらなる整備が進められている。</li> </ul>	

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年に政府が示した施設の「小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画」を鏡にした長期ビジョンが策定されている。</li> <li>・2024年までを前期として、定員124名と地域小規模4ヶ所24名計148名から84名と地域小規模4ヶ所の108名に減らす計画を出している。また2029年までを後期と位置づけ本体施設の全体を建て替える計画である。</li> <li>・それに伴う職員の増員と質の向上を課題にし、人事・教育に取り組んでいる。</li> <li>・施設の「小規模化・高機能化・地域分散化による家庭的養育の実現に向けての具体的なプランは、年度計画で整いつつある。</li> </ul>	

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画は人材の確保も含めて単なる前年度の踏襲ではなく、5年計画の中期に当たり、実現を目指して着実な取り組みが進められている。</li> <li>・単年度計画は、人材育成・職員研修、業務評価制度の継続なども含めて立てられている。</li> <li>・行事の年間計画は、子どもの生活部位ごとに行事目的、予算、内容、目的地など細かな部分まで計画されている。</li> </ul>		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画は、業務連絡や調整、職員の資質向上等の目的で、部会、職員会、オープン研究会などを開催し全職員で策定、主任会、部会等で図りながら修正を重ね、民主的に全職員の手を経て合意形成されている。</li> <li>・事業計画は定期的に点検評価し、実施報告書をもとに再検討が行われている。</li> <li>・事業計画の再策定後、主任会、運営委員会等で説明され、職員への周知が図られている。</li> </ul>		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「保護者会」が年2回開催されており、その場で年間行事も含めて説明されている。</li> <li>・新型コロナ蔓延中は、「ファミリア通信」を発行して保護者に渡し周知していた。知的や精神の障害を持つ保護者への周知は、職員やファミリーソーシャルワーカー等が分かってもらえるよう説明を重ねる努力を行っている。</li> <li>・「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」が中長期計画として出されているがこの計画は直接子どもの生活形態に大きく関わることであり、計画の進捗状況をわかりやすく継続して説明をしていくことを期待する。</li> </ul>		

#### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価を定期的に受審している。また毎年施設の全職員が自己評価表によって自己評価を行い、養育支援の質の向上に努めている。</li> <li>・一年に渡る新任研修を始め綿密な職員教育計画が立てられ、すべての研修に評価実績がある。「業務評価基準の着眼点」など評価基準が示され、PDCAサイクルにおける体制が整備されている。</li> <li>・職員による自己評価・職員相互評価・主任評価が行われており、職員の質の向上が図られる一助にしている。</li> </ul>		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果総体は、各種部会や職員会議等で共有・検討され、電磁記録化・文書化されている。</li> <li>・評価結果に対する検討内容は、会議録や電磁記録等によって職員が再確認したり共有化を行えるようになっている。</li> <li>・主任会のチェック機能が有効化しており、計画の見直しや課題の修正への提起も行われている。</li> </ul>		

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1)	施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長は今年度就任。児童指導員、主任、副施設長として現場経験は長い。着任後全職員向けに口頭や文書によって責任・方針表明を行っている。</li> <li>・広報誌「聖家族の家だより」や各種イベントなどで施設長としての方針・意見の表明を行ってゆく決意を持っている。</li> <li>・有事の際の役割と責任の在り方は、副施設長・主任とともに共有している。</li> </ul>		

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長・副施設長共に取引業者との金銭関係での交渉は、段階を踏んで行っている。また、行政関係者との関りは、子どもの入退所、申請書類手続きなどであるが、適正に行っている。</li> <li>・施設経営者協議会やキリスト教関係などの勉強会、その他の研修会等にも参加し、研鑽を深める努力をしている。</li> <li>・法令やその運用等の変更に対しては、各種部会や主任会や職員会議等で周知し、法令順守の履行に努めている。</li> </ul>		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長は「子ども一人ひとりの違いを大切にありのままを受容し、一人ひとりのかけがえのない命を育み育てることを基本としている」とする考えを全職員に伝えている。</li> <li>・全職員に支援の基本「ハンドブック」を配付し、ハンドブックを読み解く年間研修計画を設定し実行している。</li> <li>・研修の纏めには「1年を振り返って」のレポートを提出し、資質向上に受け身ではなく主体的に参加をするよう促している。</li> <li>・職員や子どものニーズを知り、子どもへの養育の質が向上するよう、職員や子どもとの面談や、職員の教育研修の充実に努力している。</li> </ul>		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員に対して、配属先変更や担当ホーム変更、次年度への意向などをアンケート調査し、職員の定着、やる気の向上を図っている。</li> <li>・公認会計士による経営・業務への提言を実効性のあるものに努めている。</li> <li>・正副施設長会議、運営委員会、主任会等の会議を定期的で開催しており、会議で決まったことが機能化されるように努めている。</li> </ul>		

## 2 福祉人材の確保・育成

(1)	福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉人材確保が難しい時代となっており、職員の採用人数よりも退職人数のほうが多いが、職員の配置基準は満たされている。</li> <li>・15のホームの内、いくつかのホームでは担当職員が、住み込み制を堅持している。</li> <li>・職員の求人活動は多方面で行っているが、大学生の保育実習での実習指導を丁寧に行っており、実習後にアルバイトやインターンに繋げて、採用に至る複数のケースがある。</li> </ul>		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・キリスト教系の施設であり、設立当初から「期待する職員像」は明確で一貫している。</li> <li>・施設長が養育の場で長く児童指導員として実績を積んできており、職員も自らの将来像を描きやすい環境となっている。</li> <li>・職員の行動規程や職員教育計画規程、就業規則等の規程類や「業務評価基準の着眼点」などが整備・作成されており、施設長などによる単なる思い付きで人事管理が進んでゆく事の無い仕組みとなっている。</li> <li>・職員による相互評価や自己評価を行い、課題や目標の振り返りを通してスキルアップにも繋げている。</li> </ul>		
(2)	職員の就業状況に配慮がなされている。	
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
【コメント】		

<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業のような福利厚生事業を行うことは無理であるが、フィットネスクラブの法人会員になり、職員が利用できるようにしている。また今年度より、福利厚生委員会を立ち上げて働きやすい職場環境に取り組み始めている。</li> <li>・職員全員でストレスチェックを行っている。また法人が診療所を運営しており、バーンアウトやストレス、ハラメントなどから来るとされる心的障害への対応を行える体制にある。また第三者委員に相談する体制も整えている。</li> </ul>		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長は、年度末には職員一人ひとりが年度当初に立てた個別目標の振り返りの達成度の確認を、個々の職員と行っている。</li> <li>・期待される職員像の構築・確認は、聖家族の家行動憲章にのっとり、一人ひとりの違いを大切にできる職員であれ、を实践出来るように研修や会議で行っている。</li> <li>・個別面接も行うが、普段から中間管理職とコミュニケーションを取り合い、気軽に話ができる環境作りに心掛け、ホーム制の孤立しがちな傾向に歯止めをかけることに心掛けている。</li> </ul>		
	② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任研修、中堅研修、継続研修等の内部研修が、施設外研修とは別に独自のカリキュラムで行われている。</li> <li>・外部研修受講者は、単に復命出張報告提出で済ますのではなく、職員会議等で研修内容の発表報告を行っている。</li> <li>・職員に認定心理士・社会福祉士などの国家資格を持つよう働きかけるとともに、法人の職員採用の際に働きかけている。</li> </ul>		
	③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種の外部研修を職員に知らせ、自主的に参加出来るようなシステムが構築されている。</li> <li>・スーパーバイズは、各部の主任と保育士の主任、児童指導員の主任が行っている。</li> <li>・心理職の研修は、かなり昔から専門性高く行っており、他の職種の現任訓練に関してもキャリアに応じて参加できるように配慮されている。</li> </ul>		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
	① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースワーカーや里親支援担当専門員など専門職からの研修プログラムがあり、マニュアルに沿って実習生へ研修が行われている。</li> <li>・実習生受け入れのためのマニュアルが作成され、主任・実習指導担当職員により、保育士・社会福祉士受験希望者への実習指導が行われている。</li> <li>・施設職員へのリクルート作業として実習後のアルバイトやボランティアとして関わってもらえるよう学校とも密接に連絡を取り合っている。</li> </ul>		

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
	① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	c
【コメント】		

- ・法人ホームページで予算や事業報告・事業計画等は公開されている。
- ・第三者評価の受審結果は、全国社会福祉協議会ホームページやワムネットに公表されているが、法人ホームページからも検索できる取り組みを望む。
- ・広報誌を発行しているが、配布先は行政関係部署や普段から付き合いのある町会長や寄付者、来園者等に限定されており、保護者等にも配布することを期待する。出来れば区役所等の行政機関にも置かせてもらうよう関係部署と折衝することを期待する。
- ・苦情内容やその解決結果は事務所に掲示して公表しているが、法人ホームページへも掲載することを望む。

② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 a

【コメント】

- ・公認会計士や法人監事によるチェックは行われており、その際の指摘事項の受け入れや改善は行われている。
- ・監事監査が年1回定期的に行われている。
- ・法人内の規程集は誰もが手に取って見られる場所に配置されており、職員には周知されている。

#### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。 第三者評価結果

① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 a

【コメント】

- ・「地域社会活動」という事業計画を組んで、夏祭り・クリスマスの集い・バザー等を地域に開放している。
- ・地域の敬老会に参加したり、勤労感謝の日には、消防署や警察署・病院等を訪問して手造りカードを手渡ししているなど、地域交流に努めている。
- ・子どもたちの友人等は、園庭や自分のホームへ遊びに来られるようになっている。

② 24 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 a

【コメント】

- ・ボランティアの受け入れマニュアルだけでなく、「ボランティアとしての心得」についても文書化されている。
- ・地域の小中学校教員に対し、年1回施設を知ってもらうために施設説明見学会を行っている。
- ・新型コロナ禍にあり困難な中ではあるが、子どもたちとの関係の継続化を重要視しているので、ボランティア活動が継続されている。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 a

【コメント】

- ・施設と子どもたちに関する社会資源のリストは、職員誰もがすぐ見られ対応できるようにリスト化されている。また家庭支援相談員が窓口となって関係機関との連絡調整に当たっている。
- ・要保護児童対策地域協議会との関係は、連携が不十分な施設が多い中で、密接に連携が図られアフターケアに力が入れている。
- ・関係機関・関係団体との協議内容は、主任会・職員会議等で報告され職員間での情報共有化が行われている。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。 a

【コメント】

- ・小児科・精神科の診療所を法人が運営しており、施設の児童だけでなく、近隣の児童への医療に貢献している。
- ・当地域だけでなく近隣行政区と連携して、ショートステイの受け入れや養育相談の実施、里親認定前実習等を行っている。乳児院の建て替え後は施設の持つ専門性を活かした子育て支援のサロンやセミナーの開催を行なうことを計画している。
- ・施設のホール・会議室を町会や地域住民の会議等に提供している。また防犯パトロールや総合防災訓練等を地域住民と共に行っている。

	② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉事業に関する事業では、従来から先駆的な取り組みが行われている。放課後児童クラブも運営している。</li> <li>・施設の第三者委員である児童民生委員等から、地域の福祉ニーズの提供を受けている。ショートステイや育児相談にも生かされている。</li> <li>・乳児院の建て替え計画は諸般の情勢から遅れが出ているが、建て替えを待っての地域交流センター開設が計画されている。</li> <li>・施設の地域貢献は現在も行われているが、例えばニーズが高い子ども食堂にも地域の協力も得ながら前向きに取り組むことを期待する。</li> </ul>		

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
	① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の「行動憲章」が作成され、「養育マニュアル」にも子ども一人ひとり異なる存在であることを大切にしている。</li> <li>・子どもの基本的な権利への配慮は、会議や研修でも繰り返し話し合いをし、共通認識としている。調査中に見かけたり会ったりした子どもたちは、柔和な態度で、真に愛されている事が実感された。</li> <li>・「子どもへの性虐待」も含めた「性問題を考える委員会」は、各部から職員が参加して平成17年から発足し現在も月一回開催されている。</li> </ul>		
	② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建て替えも視点に入る古い建物の中で柵やカーテンでプライバシーを守ろうと工夫したり、空き部屋を利用して自室と空き部屋を両方行き来して使えるようにしたりと、プライバシー保護に努力している。</li> <li>・市販されている「子どもの危機対応マニュアル」を参考にしてプライバシー保護への職員研修を行っている。</li> </ul>		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
	① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所前にはパンフレットや入所の葉を使って施設の説明をしている。</li> <li>・施設入所前に、全ての子供に対して施設見学や、一時保護所へ職員が出かけて行って説明するなどして自己決定へ向けての作業を行っている。</li> <li>・面会や外泊時にはファミリーソーシャルワーカーや担当職員が保護者や家族と直接話をしたりして、課題の方針転換や方針への同意を得るようにしている。</li> </ul>		
	② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応の難しい保護者への説明や同意をもらう事は、児童相談所のケースワーカーと施設のファミリーソーシャルワーカー等が協働して時間をかけて了解をもらえるように努力している。</li> <li>・保護者等にも丁寧に説明を重ねるように心がけている。</li> <li>・注射や検査への同意や個人情報に関する事は、誓約書として残している。入所時に物品を預かる折は、入所時確認書等で書面化している。日常の事は、ケース記録に記録し残している。</li> </ul>		
	③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【コメント】		

- ・里親先や特別養子縁組へ移行する子どもも少なからずいる。里親支援専門相談員や自立支援相談員、家庭支援専門相談員などの専門職員が対応している。
- ・入所から退所・アフターケアまでファミリーソーシャルワーカーが一貫して関わっており、保護者も子どもも顔を見知ったワーカーに相談できるシステムになっている。
- ・退所や措置変更の際には、市指定の共通書式の引き継ぎ書を用いて引継ぎを行っている。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者  
評価結果

① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【コメント】

- ・意見箱を設置し、子ども自治会の場で、月1回開けて意見表明の場を設けている。
- ・本園も、分園も、地域小規模も子どもたちの生活場所は、数名単位のホーム形式となっている。
- ・ホーム担当職員は親子のような関係を築き、例えば食事メニューの嗜好も理解し、不満も述べられる関係を保つように指導を受けている。
- ・子ども自治会があり、職員も出席している。また施設長は子どもとの個別面談を行って子どものニーズを把握しようと努めている。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

c

【コメント】

- ・苦情解決責任者・苦情解決担当者・第三者委員等の苦情解決の体制は構築されている。
- ・苦情受付担当者はソーシャルワーカーが担当しており、保護者とソーシャルワーカー間には専用ダイヤルがあり、子どもの入所時に苦情や注文などの際には利用してほしいとの印刷物を渡して周知している。掲示物としての掲示はされていない。確認の意味でも掲示物での周知は必要であり、改善を望む。
- ・苦情申し立てとその対応結果の公表は行われてはいないので、ホームページに公表することを望む。
- ・第三者委員の委員会は年4回行われ機能しているが、第三者委員の氏名と連絡先は公表されていない。子どもや保護者が直接、第三者委員と連絡できるように連絡方法を公表することを望む。

② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

b

【コメント】

- ・小規模グループ男女混合の縦割りの下で生活している。
- ・子どもの移動も最小限にしているので馴染みのない子どもはなく、生活の中で相談や意見を述べやすい環境である。
- ・小学4年以上・中学生・高校生と分かれた子ども自治会が有り、そこで子どもの意見や取り決めを考えると共に、年1回冊子権利ノートを配り説明をしている。
- ・家庭支援専門相談員を設け、専用電話を設置している。正副施設長、主任、担当職員がそれぞれ話を聞くための個室を用意している。
- ・子どもが相談したり、意見を表現するための仕組みや方法を分かりやすく明示し、説明書は目に付く場所への掲示を望む。

③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

【コメント】

- ・少人数での日常生活を通して、先ずホーム担当職員が相談や意見に応じている他、家庭支援相談員が子ども取り合いの機会があり、相互に情報交換をしている。
- ・ホームを縦断した子ども自治会を年齢階層別に設け、ホーム内だけでなく、成長に応じた意見も出やすく話し合いが効果的に行われている。
- ・記録を付け問題に応じて、職員全体で対応を検討している。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者  
評価結果

① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【コメント】

- ・リスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理基本規程を整備している。
- ・防災委員会にて、非常防災マニュアル・緊急対応マニュアルを策定し、見直しもしている。
- ・危険個所の発見時や事故発生時など、その都度ヒヤリハット記録を職員に提出してもらい再発防止に努めている。

② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<b>【コメント】</b> ・新型コロナ禍により、施設内では子ども・職員共に罹患したが、マニュアルを用いて看護師と協力し、隔離部屋を設け、対応できている。 ・乳児院の看護師とも協力・支援し合いながら、予防策を講じられている。 ・ショートステイ児や一時保護児も含めた子どもと職員への健康増進活動が行われている。	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a
<b>【コメント】</b> ・地域のハザードマップでは大規模災害時でも30センチ程度の浸水程度と推定されている。施設単独で3日分の水・食料の備蓄を行っている。 ・近隣町会や消防署の協力を受けて、夜間も含めた合同避難訓練も計画されている。 ・防災委員会が設置されており、マニュアル策定や見直し、避難訓練の実施等を行っており、機能している。	

## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<b>【コメント】</b> ・基本的な養育、支援の方法は行動憲章、組織規程に纏められている。 ・マニュアルとして「ハンドブック」にまとめ、養育ハンドブック見直しの担当者を決めている。 ・全職員が、ハンドブックを学ぶため年間計画を立て実行日を月に1~2回設けている。「児童の発達と理解のため にこの資料」はいつでも確認できるように各ホームに置いている。 ・業務評価基準の着眼点を作成し1年に1度評価表を用いて点検している。	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<b>【コメント】</b> ・行動憲章、組織規程は事業報告作成時や法改正・規約改正時に見直しと変更をしている。「ハンドブック」は担当者で年に一度、記載内容に実施との齟齬が無いかを見直している。 ・毎週の主任会、部会、連絡会で議題にし、職員や子どもからの意見が確認され、情報の共有と見直しがされている。 ・子ども会議が年齢別（小学生以下、中学生、高校生の3グループ）に分かれ、月1回実施され、子どもや職員の意見・要望提案が反映される仕組みがある。	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<b>【コメント】</b> ・児童の自立支援計画やアセスメントの指導管理は基幹的職員と定めている。 ・自立支援計画は年2回、ホーム担当者、ホームに勤務する職員、正副施設長、主任、里親支援専門相談員、家庭支援専門相談員、心理担当職員、心理職員、精神科医が参加するホーム運営会議で行われている。 ・支援困難ケースについては、個別に時間を作り、家庭支援専門員や心理担当職員と連携し、子ども相談センターのケースワーカーと協議を重ねている。	
② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<b>【コメント】</b> ・自立支援計画は年2回、7月・12月にホーム運営会議で、子どもの意向や支援方針課題を確認し、評価見直しを行っている。 ・変更した自立支援計画は会議を通して、ホーム担当職員から子どもに連絡している。 ・計画の見直しは、毎週行われている主任会・部会で確認し、課題の共有をしている。又大阪市中央子ども相談センター発行の自立支援計画票を利用し、支援全般にわたり相互チェックをしている。	

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【コメント】

- ・ 日常の子どもの生活は生活日誌、夜間日誌にパソコンを使用して逐次記録され、蓄積されている。
- ・ 健康や医療の記録は看護師が行い保健室に管理されている。日常生活・対人関係・親子関係など、項目別に入力し分類が可能になっている。1か月に1回プリントアウトをしてファイルし、事務所にて総合的な支援管理をしている。
- ・ 新任研修でデータ管理の研修を受け、記録の書き方を指導している。
- ・ 事務所で入力されたデータの蓄積を見られる他、各ホームにパソコンを設置し、職員は生活指導の中で入力をしている。各ホームから施設全体の子どもの自立支援計画を見ることができる。
- ・ 全ての記録は施設長・副施設長、主任がチェックする体制になっている。

② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

【コメント】

- ・ 法人の秘密保持規程が定められている。
- ・ 個人情報の取り扱いに関する事項は「個人情報取扱規程」及び「特定個人情報取扱規程」で定めている。
- ・ 職員就業規則に、服務規程・秘密保持・個人情報等の取り扱いが定められている。
- ・ 文書管理規程が有り、詳細に廃棄期間を定め保管者保管場所が明記されている。パソコンを利用したデータ管理については、パスワード設定とUSBメモリーでの持出を禁止にしている。ケース記録は事務所保管で、職員不在時は施錠している。
- ・ 保護者へは個人情報に関する取り組みを説明し、誓約書を交わしている。
- ・ 高齢の子どもには、権利擁護と共に個人情報の取り扱いについて、現代社会の重要なコンプライアンスの項目として学習を期待する。

内容評価基準（24項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護

第三者  
評価結果

① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

a

【コメント】

- ・ 「聖家族の家行動憲章」をもとに組織規程、就業規則、業務マニュアルが整備され、子どもの権利擁護を定めている。
- ・ 新任職員研修に関係事項での取り組みを入れ、全国児童養護施設協議会発行の人権擁護の為にチェックリストを利用している。
- ・ 職員に対して養育マニュアルを用いグループ会議や中堅研修などに人権研修を入れ、定例会議、ケース会議でプレイセラピストとの懇談会を実施している。
- ・ 全養育を通してキリスト教精神が唱えられているが、子どもの宗教の自由を束縛するものではない。

(2) 権利について理解を促す取組

① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。

a

【コメント】

- ・ 同施設は昭和24年設立当時より「男女混合縦割りホーム」を実施している。毎年、子ども自治会で権利ノートを配付し「子ども一人ひとりの違いを大切に」を唱え、特に年長児（小学4年生以上）には小さい子どもへの思いやりについて話をしている。
- ・ 職員研修計画ではキャリア別、職種別の研修が行われ「児童養護施設運営ハンドブック」「福祉職員研修テキスト」を用いている。特に新任職員研修会では児童を養育する知識と技術を学ぶことを目的に1年に渡る研修プログラムを設けている。

(3) 生き立ちを振り返る取組

① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。

a

【コメント】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・聖家族の家行動憲章には「児童の発達過程を職員が認識し把握しておきます」「精神的・心理的な発達・自立を施設養育の過程で常に留意します」「児童が施設生活の中で幸せで合ったことが認識できるように意図します」と定め、研修を通じて職員に理解をもとめている。</li> <li>・生い立ちの事実を伝えることは、子どもの成長・年齢に応じ、特性・発達段階を考えた上で保護者、子ども相談センター職員、施設内家庭支援専門相談員、ホーム担当職員で協議している。</li> <li>・主任や家庭支援専門相談員などは、子どもへの伝え方や内容にも事前に協議を重ねた上で慎重な対応を心掛けている。</li> <li>・子どもが成人した時の自己の振り返りや生い立ちの整理に役立てられるように、施設内の記録を整理し事務所に保管し本人に渡すようにしている。</li> </ul>		
<p>(4) 被措置児童等虐待の防止等</p>		
<p>① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>		b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則の服務規定において「被措置児童等虐待の禁止」と明記し、職員会や部会で不適切な関わり・予防について周知徹底している。</li> <li>・虐待が疑われている事案が生じた時には大阪市被措置児童等虐待対応マニュアルに則って、発見した職員が各主任に報告をし迅速に対応する体制を作っている。</li> <li>・子どもの自治会で子どもたちが第三者（子ども相談センター）などへ通報できる制度があること、連絡手段として権利ノートとじ込みの葉書を利用出来ることを伝えている。被虐待児童等個別対応職員を設けている。</li> <li>・毎年権利ノートを渡し説明をしている職員の意識は高く生活場面での対応は良いが、子どもの年齢に応じて資料を用意した学習を望む。</li> </ul>		
<p>(5) 支援の継続性とアフターケア</p>		
<p>① A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p>		a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は同法人の託児園からの入所が多く、日頃より生活圏が同じである。新入所児については子ども支援センターとの引継ぎ連絡を密にし、面会や施設見学を実施している。入所に当たりコップなど個人個人が自分のものを用意してもらい不安の軽減を図っている。</li> <li>・措置変更時については引き継ぎ書で情報を確認すると共に、馴染み保育を実施し元職員との交流をしている。特に乳児院は道を隔てた隣同士の建物で、日頃から遊びに来ている良好な関係がある。</li> <li>・家庭支援専門相談員を配置し、大阪市の施設退所児童自立支援事業や退所後の社会養護継続支援事業の制度を利用している。</li> </ul>		
<p>② A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>		b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生は大阪児童福祉事業協会のアフターケア事業部主催SST（自立に際して年間の講座）に高校2・3年生を参加させ、リービングケアからアフターケアに繋ぐ支援をしている。</li> <li>・退所後も担当者や家庭支援専門相談員が相談窓口となり専用電話を設置し、退所して1年未満の子どもに対して月1回程度定期的連絡を入れている。持続的な関りについては、今後SNSの有効活用も含めて検討施設全体でアフターケアの把握をしている。</li> <li>・退所児が集まる機会「ふるさとの集い」や夏祭りを毎年決まった時期に実施し、退所者が来園・在籍児との交流の場になり、又里帰りが出来る場とし利用されている。</li> <li>・今後退所後の児童の社会生活を支えるための社会的な支援団体とも協力し、退所者交流の場づくりに一翼を担う事を期待する。</li> </ul>		

## A-2 養育・支援の質の確保

<p>(1) 養育・支援の基本</p>		第三者 評価結果
<p>① A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。</p>		b
<p>【コメント】</p>		

- ・小人数制、縦割り、男女混合、兄弟優先にし、基本的に途中の移動を考えていないという、定まった家庭的環境の下で、自然な仲間関係が構築され、自己表出がし易い。
- ・研修計画は新任職員には児童養育の知識を、中堅職員には専門知識を高め、上級職員には最新の知識と技術を学び指導するプログラムが実施されている。
- ・担当者だけが問題行動課題を抱えることなく、主任からのスーパーバイズ、心理担当職員からアドバイスを受けている。
- ・行動憲章の下、職員の意識は高く日々の支援に行かされているが、様々な環境を持った子どもたちが、さらに気持ちを出せる場となるようにアンケートなどの利用の取り組みを望む。

② A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。

a

【コメント】

- ・行動憲章にて「施設の生活の中で退所後の自立自己決定の出来る子どもに養育します」と明記している。
- ・本園8ホーム、分園型小規模グループケア2ホーム、地域小規模児童養護施設5ホームと全てユニット方式を取り、少人数で日常生活を営んでいるので、職員の目配りが行き届き易くホーム内での職員の裁量が大きい。
- ・縦割りの生活構成であり、子どもとの触れ合う時間は小学生は早い時間、高校生は他の子どもが就眠に入った時間からなど1対1で話し合いの時間が取れ、また1対1での外出を通して一人ひとりの要求に応えやすい。
- ・住み込み・夜勤・宿直の勤務形態をとり、夜中に職員を寝室近くに配置している。

③ A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

a

【コメント】

- ・「一人ひとりを大切に」基本理念とし、家族の様に過ごすことを大事にしているホーム制である。ホーム内の日常生活では少人数が同じ空間を共有し仲間意識が芽生えている。
- ・縦割りであり、異年齢の大きな子どもの生活を見て自然に覚えていく事や、小さな子の出来ないことをかばう姿勢が表れている。
- ・職員と共に家事を手伝う子どもや、地域のクラブ活動に参加する子ども、塾へ通う子ども等と自分から生活を主体的に進められるように相談にのりながら励ましている。

④ A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。

b

【コメント】

- ・施設では年齢に応じた支援カリキュラム（幼児・中高生・大学生・社会人）を作っている。縦割りホーム制の生活をしている子どもたちは、年長の子どもの生活を身近に感じ自分の要求が具体的にイメージしやすい環境である。
- ・それぞれの発達段階に応じて、幼児は幼稚園に通い、中学生は進学に向けて学習塾に通い、高校生、大学生は就職に向けた資格を取りに行ったり、また目標を持った地域クラブに参加している。また地域の図書館に出かけたり、読み聞かせ・遊びのボランティアの受け入れもしている。
- ・職員は支援技術として、子どもの希望を叶えるためにまず話し合いを基本にする姿勢を取っている。
- ・コロナ感染症が何年も続き、従来のボランティア活用が低調になっている。コロナ感染症が5類移行をきっかけに、ボランティアなど新しい力の活用を検討していくことを期待する。

⑤ A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

a

【コメント】

- ・基本理念に家庭的養護を上げ、基本的生活習慣の確立では日常生活に不可欠な「地域」「技術」「センス」の習得と、低年齢児については排泄・食事、衣服の着脱などの基本的生活習慣の確立を援助すると具体的に示され、職員の援助方向は明らかにしている。
- ・生活指導では家庭的雰囲気と心のやすらぎをあたえと定め、施設内幼稚園ではモンテッソーリ教育法を導入し、自発的自立を育てることに力を入れている。施設内での職員の援助方針は子ども一人ひとりの違いを大切にと一貫している。
- ・長年の歴史の積み重ねは厚く、町会の祭りなどへ出店や、運動会などへのカレーの出店手伝いなど交流の機会が作られている。
- ・高校生はスマートホンの使用に伴い、通信業者のトラブルテストを実施し知識が身につくよう支援している。

(2) 食生活

	<p>① A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。</p> <p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本園調理の献立は管理栄養士から示され、平日昼夜は施設の調理場で作られている。小規模は全てホーム内での調理であるが本園の一部も全食調理のホームがある。おやつ作りなどは子どもが参加し、全て各ホーム内で買い物から準備している。</li> <li>・自主調理のホームは献立表を管理栄養士に提出し意見を貰っている。</li> <li>・調理担当から嗜好調査や給食委員会部会を通して、子どもに食の大切さを伝えるようにしている。家庭の普通の食事を目指し、ホーム単位の取り組みが根付いている。</li> </ul>	a
(3) 衣生活	<p>① A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p> <p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼少のうちには職員と一緒に買い物をし話し合いながら選んでいる。中高生になると衣服費を使用して自分で好きな衣服を購入する機会がある。施設でも日常使用分は準備している。</li> <li>・高学年になると自分のプライベート収納を利用し衣服の管理が出来ている。ホーム内で、衣服の修理、アイロンを掛ける姿を見せるようにし、子どもも給食の三角布を掛けている。</li> <li>・不適切な服装・不衛生な服装の子どもは見かけなかった。</li> </ul>	a
(4) 住生活	<p>① A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p> <p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本園8ホーム・分園7ホームがユニット方式である。家庭的養護の基本理念に添いホーム内の環境を整備している。居間・食堂をホーム内の中心とし、個別のベッド、タンス、机が確保され個人所有の物も多い。15あるホームの小規模については、アットホームな雰囲気が完成されつつある。本園についても10年計画の完全ホーム単位の完成を予定している。</li> <li>・施設内は清掃が行き届き、子どもたちとお盆・年末の大掃除も企画している。</li> <li>・本園施設は築年数が経過しているが、今年は浴槽、廊下、居室、食堂と改修が完了し、外構やグランドを随時、整備する予定としている。</li> <li>・現在、長期計画途中であり完成に至った時には「子ども家庭庁」が唱える家庭養育環境が実現することとなる予定である。</li> </ul>	a
(5) 健康と安全	<p>① A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p> <p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人ファイルにて健康記録、身長体重（横断的標準身長・体重曲線）、各種摂取など検査実施表、病歴表を綴じて健康管理をしている。</li> <li>・医師の定期健診、看護師は各ホームの職員と連携をし取り子どもの成長に関わっている。看護師は必要に応じて通院に付き添っている。</li> <li>・特別な配慮を要する子どものファイルはホーム内の他、看護師・心理士それぞれが管理している。</li> <li>・新任職員研修では医療や健康について医者から学んでいる。</li> <li>・種々の階層研修には福祉職員研修テキストを用意し、段階に応じた子どもの成長に関する知識を学んでいる。</li> </ul>	a
(6) 性に関する教育	<p>① A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p> <p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内で性問題を考える委員会を設置し、性についての支援の有り方を話し合い、外部研修を通じて伝達研修も実施し職員間で十分共有出来ている。職員会などに外部講師（大学教諭など）を招いて学習の機会を作っている。</li> <li>・男女混合縦割りのホーム制であり家族的養護の利点が多くある反面、思春期を迎える年齢の子ども男女が一緒に寝食を共にしている。性問題に関する委員会を設置し職員に緊張感がある。</li> <li>・現在出来ている性教育を起点として、さらに個別に年齢・発達に応じた性教育を進めるなど、継続した実施の検討を期待する。</li> </ul>	b
(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		

① A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

a

【コメント】

・子どもの暴力・不適応行動などに関して、暴力・虐待防止委員会を設置し、暴力やいじめについての対応マニュアルを作成している。担当職員、主任、ケースワーカー、心理専門職員、正副施設長など関係者の連携をし、部会会議では「暴力は何かがあっても起こしてはならないこと」を徹底し早期対応を目指し話し合いが行われている。必要に応じて子ども相談センターとの共同をしている。  
・日常生活の安定が、暴力・不適応行動解決に結び着くとし、職員研修で「福祉職員研修テキスト」を活用した定期継続研修が行われている。

② A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

a

【コメント】

・担当保育士制を取っている。職員（住み込み職員あり）は生活を共にしながら、日常生活圏に危険がないか行動の確認を行っている。  
・同法人の乳児院からの入所も多くまた入退児は少ない。ホーム単位では兄妹を一緒にしている。  
・担当職員や各ホームの子どものグループは極力移動が無いように配慮し信頼関係が築きやすくしている。  
・現在、心理療法など受けている子どももホームにそれぞれ配置され職員のもとで穏やかな生活が出来ている。  
・定期的にケースワーカーの訪問を受け、必要に応じてケース会議を行い、子ども相談センターや他の機関の指導員との連携を取っている。

(8) 心理的ケア

① A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

a

【コメント】

・昭和47年より臨床心理士が常駐している。心理療法室を3か所設置し、子どものプレイセラピーや心理判定などを実施している。  
・心理士専門職員は外部の大学教授からスーパービジョンを受けている。  
・心理専門職員が中心となり、児童の状況や育ちに関する研修、虐待児のケアに関する研修を職員会で実施している。  
・保護者との関係には担任も含め家庭支援専門相談員が関わっている。  
・新任職員の研修は一年計画で、宿泊型の職員研修もしている。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

① A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

a

【コメント】

・小規模ホームは個室が用意されている。本園は少人数制で、個室ではないものの各々のホームが工夫を凝らし、生活空間の利用を子どもと話し合いながら寝室、食堂、居間と分けている。中には話し合いを通じて、勉強部屋を設ける（強制ではない）などプライベートと学習を考慮に入れた配置を考えている。  
・学校との連絡は各ホームの担当職員が行っている。自主的に学習に取り組む支援をしている。基礎学力として小学校低学年には公文式（公文の会社との契約関係がある）を取り入れている。  
・高学年、中高生には必要に応じて話し合い、塾に行く子どもが多い。以前学生の学習ボランティアを入れていたが、現在は止めている。  
・支援学級・支援学校への通学をしている。放課後デイサービスの利用者もいる。

② A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

a

【コメント】

・高校3年生を中心に児童福祉事業協会主催の「ソーシャル・スキル・トレーニング」講座を受けている。  
・施設内心理担当職員が子どもの進路希望を丁寧に聞いている。奨学金制度や充実した自立支援制度も有り、最新の情報を保護者や本人に伝え自己決定の支援をしている。身近にある措置延長の子どもの姿は将来を描く手助けになっている。  
・今期高校生9名の内、措置延長で1名は障がい者サービスを利用し、大学進学7名である。1名は家族引き取りで就職した。9名が卒業の内8名が措置延長を受けている。

③ A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

a

【コメント】

- ・高校生自治会を月1回行い社会について考える場を設けている。
- ・個々の子どもに応じて、アルバイトや資格取得について対応し奨励している。つながりの深い市場内の店舗や年末始のアルバイトで法人内の乳児院・調理場への職業体験もある。
- ・NPO法人が実施しているアフターケア事業部より紹介の職場や、また学校からの職場体験にも参加をしている。
- ・英検・危険物取り扱い・運転免許など子どもと相談しながら資格を取り自立的に将来を描かせている。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

① A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a

【コメント】

- ・昭和47年よりケースワーカー（家庭支援専門指導員）を独立した専門職として配置し、保護者・子ども相談センター・地域関係機関との窓口を一本化している。専用電話を設けている。
- ・子ども・家族の状況について担当職員と情報交換・連携をし、保護者対応や連絡調整にずれが生じないように努めている。
- ・面会・外出・一次帰宅前後の子どもの様子を観察し、いち早く家族の情報や不適切な関わりなどの発見に努めている。
- ・「利用者本位のサービスの創造」を基本とし「保護者会」を年2回開催している。保護者には施設、学校の行事に参加できるよう案内を出している。
- ・保護者による「不当に妨げる行為」に対しては、子ども相談センターと連携し、子どもの安全を最優先に対処している。

(11) 親子関係の再構築支援

① A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

a

【コメント】

- ・親子関係の再構築への取り組みについて、子ども相談センターと共同し早期のケース会議を開いて、現実的に対応可能な取り組みからスタートしている。
- ・親子関係の再構築支援には家庭支援専門相談員が中心になり、正副施設長、主任、担当職員と共有しながら進めている。
- ・施設内に親子訓練室を設けている。コロナ感染症の影響を受け、現在は難しいが、保護者と子どもと一緒に生活して、生活スキルの相談援助が可能な体制が整っている。